

令和7年度熊本県市町村職員向け補装具研修会 20251204

## おさえておきたい補装具費支給制度のポイント —補装具を効果的に使い続けるために



横浜市総合リハビリテーションセンター  
リハビリテーション科医師 高岡 徹

**YRS** ユアーズ  
横浜市総合リハビリテーションセンター

## C O I 開示

筆頭発表者名：高岡 徹

◆厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）  
令和2～3年度 補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究  
(20GC1012)

令和4～5年度 補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究  
(22GC1010)

**YRS**

## 横浜市総合リハビリテーションセンター



横浜市の地域  
リハビリ  
テーションの  
中核施設  
として昭和  
62年設立

**YRS**

## 横浜市総合リハセンター：施設・事業別内訳

障害児通園施設（肢体不自由、知的、難聴）	<b>YRS</b>
障害者支援施設（機能訓練、入所支援：定員30名）	
就労移行支援施設（定員40名）	<b>YRS</b>
診療所（外来、入院19床）	
高次脳機能障害支援センター	<b>YRS</b>
地域・在宅巡回（地域・在宅リハ）	
企画開発研究	<b>YRS</b>
補装具製作施設：クリニック 月・火・水・金	

障害者スポーツ  
文化センター  
横浜ラボール

横浜市  
障害者更生相談所

## 種々のリハビリテーションサービス

```

graph TD
    A[回復期リハ病院、地域・在宅] --> B[リハビリテーションセンター]
    B --> C[外来]
    B --> D[入院]
    B --> E[入所施設]
    B --> F[就労支援]
    B --> G[在宅リハ]
    B --> H[スポーツ文化活動]
    B --> I[補装具は重要な支援のひとつ]
    I --> J[社会参加へ！]
  
```

**YRS**

このような装具を使っている人に  
遭遇したことはありませんか？

壊れている・・・



継手のすり減り



靴底に穴



**YRS**

## 本日のお話

### 補装具費支給制度の理解

- 令和6・7年度の補装具に関する告示改正

### 下肢装具の相談基準の理解

### 補装具のフォローアップ研究について

YRS

## 1：制度について

YRS

脳卒中における  
発症からのリハビリテーション治療の流れを  
みてみましょう。

YRS

### 脳卒中のリハビリテーション治療における福祉用具



YRS

### 脳卒中のリハビリテーション治療における福祉用具

- 病院備え付けの下肢装具や車椅子を使用
- 早期に健康保険などを利用した治療用装具を処方

(伊藤利之先生)

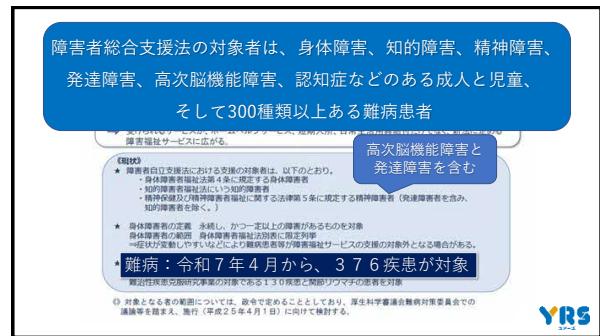
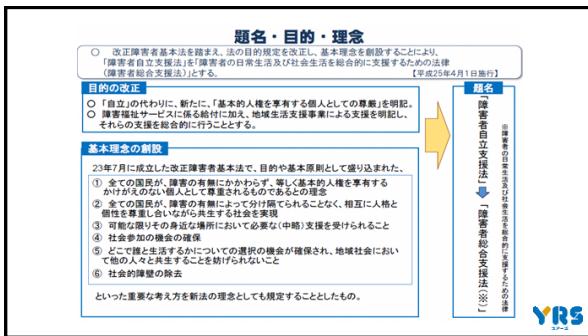
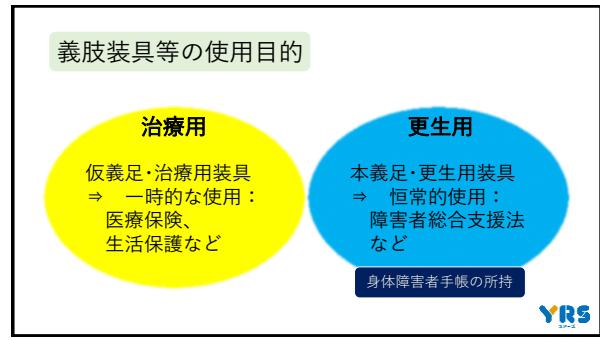
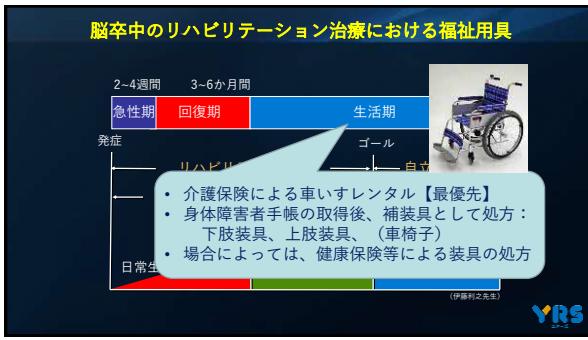
YRS

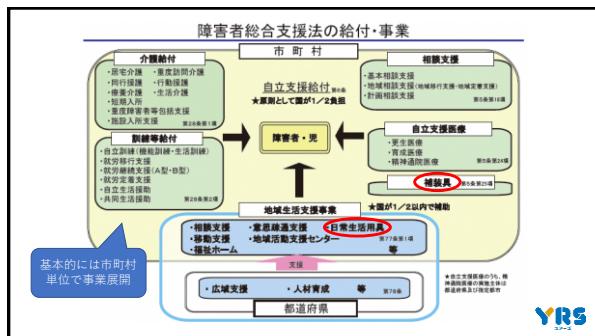
### 脳卒中のリハビリテーション治療における福祉用具

- 病院備え付けの下肢装具や車椅子を使用
- 健康保険などを利用した治療用装具を処方
- 身体障害者手帳の取得後、補装具として処方：  
下肢装具、上肢装具、車椅子

(伊藤利之先生)

YRS



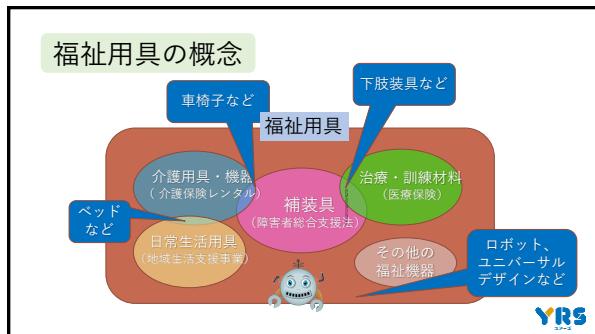


## 福祉用具とは

一福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年）

- 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るために用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

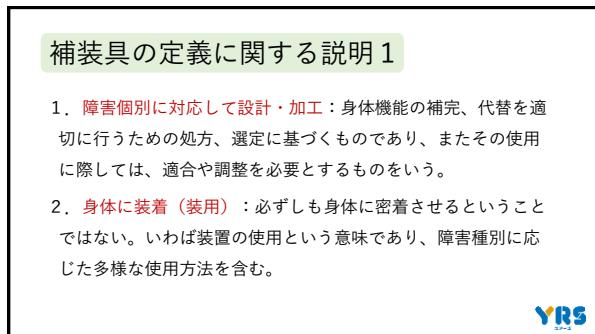
- 日常生活用具、治療用装具、補装具（更生用）などを総称する用語



## 補装具とは（厚生労働省令）

障害者総合支援法で作製するもの：法律用語

- 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るために製作されたものであること。
- 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。



## 補装具の定義に関する説明 2

- 日常生活のために行う基本的な毎日のように繰り返される活動に用いることをいう。
- 義務教育に限るものではなく、療育等を含めた広範な教育形態を意味し、また「就労」も企業での雇用に限るものではなく多様な働き方を意味する。
- 継続して使用：原則的には種目、名称、型式に応じた耐用年数の期間使用することをいう。



## 補装具の種目（17種目） R6年度まで

### ◆身体障害者・身体障害児共通

義肢、装具（下肢、靴型、上肢、体幹）、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（限定あり）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

### ◆身体障害児のみ

座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具



## 補装具に関する法律

### 障害者総合支援法：補装具費支給制度

#### ◆補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（告示）

□基準額等の支給基準が示されているもの

#### ◆補装具費支給事務取扱指針（指針）

□支給に関する手続きについて定められているもの

#### ◆補装具費支給事務取扱要領（要領）

□補装具費の算定方法について定められているもの



## 補装具の種目（16種目） R7年度から

### ◆身体障害者・身体障害児共通

義肢、装具（下肢、靴型、上肢、体幹）、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（限定あり）、重載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

### ◆身体障害児のみ

起立保持具、排便補助具、（頸椎装具：斜頸矯正用枕）



## 令和6年度告示、指針、要領の改正について ：抜粋1

### 令和6年度告示、指針、要領の改正について ：抜粋1

・座位保持装置が姿勢保持装置となった。

・車椅子と電動車椅子の体系が大幅に見直された。

　車椅子の価格 = 基本価格 + 本体価格 + 加算要素価格

・装具のレディメイドの取扱

　価格 = 基本価格 2,500円 + 本体価格（原価に、一般管理販売費等、

　営業利益及び流通経費を加えた額。届出により決定）

・原材料価格の高騰等考慮し、全体的に価格が上がった。

・市販靴は自費で購入することが明記された。ただし、必要な加工費用は制度で対応できる。



- ・補装具支給後の装着状況及び破損リスクの確認等のフォローアップについても、関係機関と連携し積極的に行うこと。
- ・進行性の難病患者等の支給決定を迅速に行う。
- ・補装具の処方時には処方箋を用いること。価格等に関しても補装具事業者とよく連携し、一方的に安価な額を要求しない。
- ・子どもの補装具費支給に関して所得制限を撤廃した。



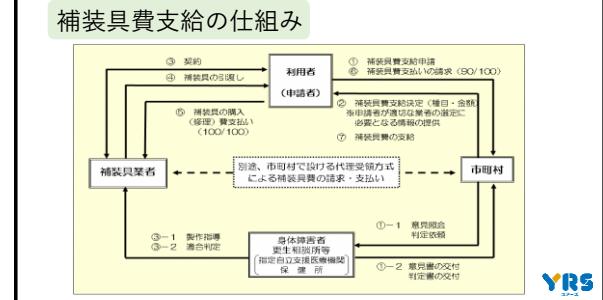
## 令和7年度告示の運用についての見直し・改正

- ・座位保持椅子と頭部保持具が廃止され、車載用姿勢保持装置が新たな種目として加えられた。児童だけでなく成人にも支給可能。
- ・電動車椅子簡易形アシスト式に電動駆動装置等着脱式が追加された。
- ・姿勢保持装置の完成用部品の掲載数が大幅に減少した。将来的には、車椅子や電動車椅子との区分がさらに明確になる、あるいはしていくべきと考える。
- ・補聴援助システムの支給基準の明確化が図られた。



## 補装具費の支給決定の事務処理方法

1. 身体障害者更生相談所による**直接判定**
  2. 身体障害者更生相談所で医師意見書による**書類判定：文書判定**
  3. 市町村による決定（身体障害者更生相談所の判定が不要）



#### 補装具費支給の仕組み：償還払いの場合

- ① 利用者が市町村に補装具費支給の申請を行う。
  - ② 市町村は、身体障害者更生相談所等の意見を基に補装具費の支給が適切であるか審査し、適当と認めた場合は利用者に対して補装具費の支給決定を行う。
  - ③ 利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具事業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入（修理）等について契約を結ぶ。
  - ④ 補装具事業者は、契約に基づき補装具の購入（修理）等のサービス提供を行う。
  - ⑤ 利用者は、補装具事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けたときは、補装具の購入（修理）に要した費用を払う。
  - ⑥ 利用者は、領収書と補装具費支給券を添えて、市町村に補装具費を請求する。
  - ⑦ 市町村は、利用者からの請求が正当と認めた場合は、補装具費の支給を行う。



#### 補装具費支給の仕組み：代理受領の場合

- ①と②は償還払いと同様
  - ③利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具事業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入（修理）等について契約を結ぶ。
    - この際、「補装具費の代理受領に係る委任状」を作成する。
  - ④補装具事業者は、契約に基づき補装具の購入（修理）等のサービス提供を行う。
  - ⑤利用者は、補装具事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けたときは、要した費用のうち、利用者負担額を支払う。
  - ⑥補装具事業者は、利用者負担額に係る領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引き渡しを受ける。
  - ⑦補装具事業者は、市町村に対し、「補装具費の代理受領に係る委任状」および補装具費支給券を添えて、補装具費を請求する。
  - ⑧市町村は、補装具事業者からの請求が正当と認めた場合は、補装具費の支給を行ふ。



身体障礙者更生相談所

- ・目的：障害者の地域での生活を支え、社会参加を促進する。
  - ・視点：専門性、公平性、公正性、迅速性、etc.

更生相談所は補装具を支給したくないわけではない。  
しかし、専門性をもって、かつ公平・公正に判定をして、税金を使わなくてはならない。  
補装具は最低限のレベルを保障するものである。



医療と行政の  
立場の違い

県と市の更生相談所では役割が違う。  
また、自治体や更生相談所によって考え方・判断が  
異なる場合もあるため要注意・これも課題

◆ 医療

- ・目の前の患者さんのこと（だけ）を考える。
  - ・より良い治療、最適な方法を考え導入する。

◆更生相談所：行政

- ・個別性を大切にしながらも、住民（障害者）全体のことを考える必要もある。
  - ・より良いものは認められない可能性がある。



### Q&A 1：脳卒中発症後に初めて作製する下肢装具を補装具として支給できるか？

A：治療目的で作製する場合、医療保険による治療用装具として支給する。その後、身体障害者手帳を取得すれば補装具として支給が可能。まずは、治療用装具として作製するのが適当。  
一方、確かに一本目だけすでに生活を開始している中で必要となつたものは更生用として認めてよいのではないかと考えるものもあり、個別の検討が必要。

YRS

### Q&A 2：下肢装具のタイプを変更するときは健康保険で作れるのか？

A：その作り替えの目的が治療なのかどうかがポイントとなる。  
痙縮の変化や使用環境の変化などに伴う変更であれば、通常は補装具として新たに支給するものと考える。  
しかし、例えば足部の手術を行って、その術後治療の一環として装具の変更がなされる場合は、健康保険が適当である。

YRS

### Q&A 3：障害者手帳6級（上肢7級、下肢7級）を所持している片麻痺者に下肢装具を支給できるか？

＜下肢が7級でもいいのか？ 7級だけでは手帳は取得できない＞

A：身体障害者手帳を所持し、障害部位としても下肢が含まれているので、医学的に必要性が認められれば、支給することは可能である。

YRS

## 2：相談の基準について 主に下肢装具

YRS

### よく目にする装具の不具合例

ベルトの  
ほつれ



底材の  
はがれ



YRS

### よく目にする装具の不具合例

ベルトが  
とどかない

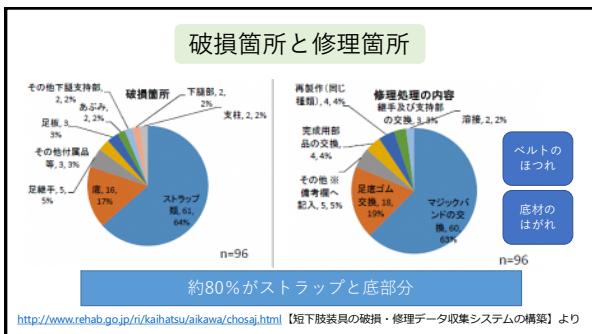
傷が  
できる

すき間が  
大きい

踵が奥まで  
入らない

→ ひとつでも当てはまつたら相談につなげてください

YRS



**補装具の修理・再作製に関する問題点**

- すでに身体機能低下やケガ等につながっている可能性
- 実費で行うと、ものによっては費用が高額
- 大きな修理や、再作製には時間・費用を要する
- 制度を利用するのに申請に時間を要する（おおよそ1か月）
- 修理期間中、代用品の用意が基本的にはない（オーダーメイド品のため）

大きな修理や再作製には利用者に不利益が生じるのが現状…

**YRS**

**下肢装具に関する相談先**

まず利用者さんの装具を作製した  
補装具製作事業者に相談しましょう

その他

- 訪問リハ職員
- 市役所（区役所）
- 福祉窓口
- 通所リハ職員
- 主治医
- 装具クリニック

**YRS**

**もちろん、身体障害者更生相談所もOK！**

- 根拠法（都道府県は必置、指定都市は任意設置）
  - 都道府県：身体障害者福祉法第11条第1項
  - 指定都市：地方自治法施行令第174条の28
- 身体障害者更生相談所数（全国77か所。支所含む）
- 主な業務内容
  - 専門的相談指導業務、②判定業務、③市町村相互間の連絡調整等、④巡回相談、⑤地域における身体障害者リハビリテーション・社会参加の推進事業
- 職員配置
  - 所長、医師、嘱託医師（リハビリテーション科、整形外科、外科、内科、眼科、耳鼻科）、身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、ケースワーカー、保健師又は看護師、事務員等

**YRS**

**もちろん、身体障害者更生相談所もOK！**

- 根拠法（都道府県は必置、指定都市は任意設置）
  - 地域による差異はあるだろうが、相談先はたくさんある（はず）。
  - 相談先の整備とともに、異常に気がつくかどうかが重要である。
  - まず、今回あげた軽微で分かりやすい修理を行って、合わせて点検してもらうとよい。

地域による差異はあるだろうが、相談先はたくさんある（はず）。  
相談先の整備とともに、異常に気がつくかどうかが重要である。  
まず、今回あげた軽微で分かりやすい修理を行って、合わせて点検してもらうとよい。

**YRS**

**装具の耐用年数について**

- 耐用年数は、通常の装着等状態において当該装具が修理不能となるまでの予想年数・目安が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること。
- 例
  - 車椅子・電動車椅子：6年
  - 短下肢装具：両側支柱：3年、硬性支柱なし：1.5年
  - 靴型装具：1.5年、など

**YRS**

#### Q&A 4：耐用年数を過ぎれば新しい装具が作れるのか？

A：耐用年数を過ぎても、使用に耐えうる状態であれば修理等を行い、継続使用していただくのが原則。一方、耐用年数以内であっても、破損等によって修理が不可能な状況であれば、新規作製することは可能。その場合、意見書・判定書に理由を記載する。

ただし、耐用年数はひとつの目安にはなると考える。



#### Q&A 6：基準表に入っている完成用部品であれば誰にでも支給できるか？

A：できない。適応がある。

例えば、高機能膝継手が認められるのは、他の継手では歩行が困難な場合や、就労上の要件で膝折れ防止の必要性が高い場合などに限られる。



#### Q&A 5：複数個支給について

1種目1個が原則

Q：下肢装具を2つ支給できるか？

A：可能。例えば、常用、作業用として



Q：車椅子を2台支給できるか？

A：可能かもしれない。常用、作業用として



Q：義足を2足支給できるか？

A：完全に作業用の義足として、形状も異なるような場合は可能

### 3：フォローアップについて



#### 令和6年度告示、指針、要領の一部改正について ：抜粋2

- 補装具支給後の装着状況及び破損リスクの確認等のフォローアップについても、関係機関と連携し積極的に行うこと。



市町村も更生相談所も補装具製作事業者に  
丸投げしてはいけない！



このような装具を使っている人に  
遭遇したことはありませんか？

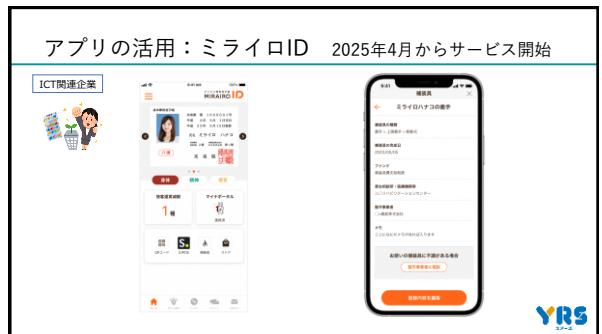
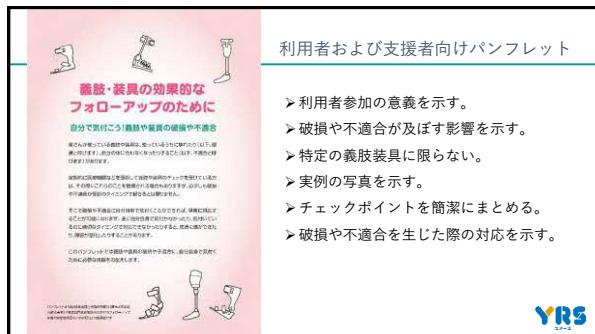
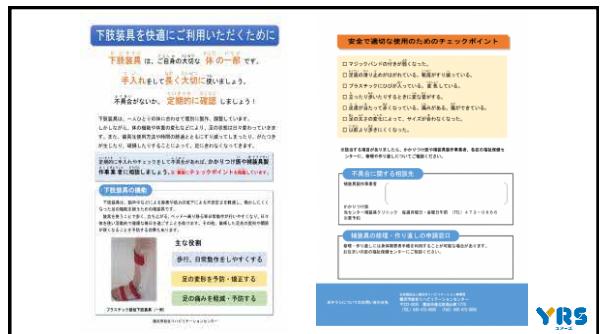
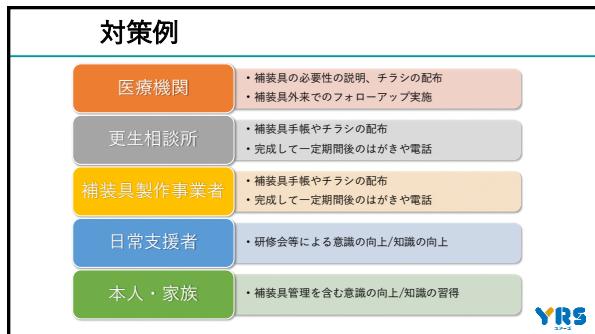
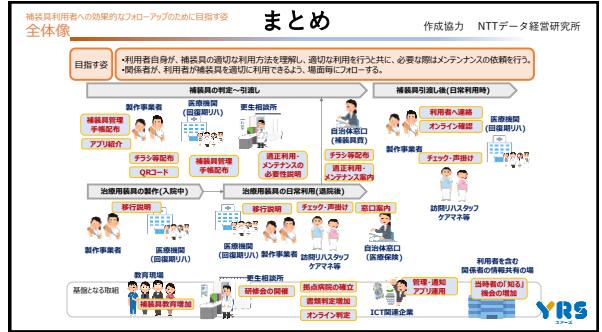
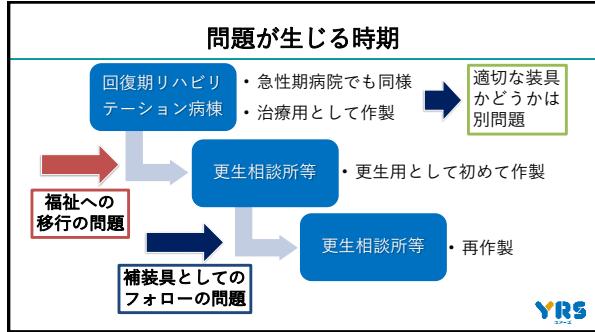
早期の対応が必要である

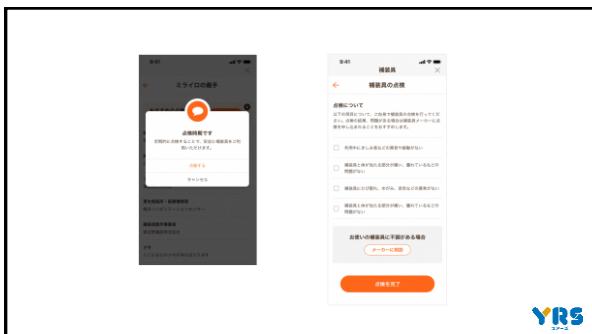
靴底に穴……



支給しっぱなしでは  
いけない







YRS  
ヨリス

